

本巢 IC 開通・本巢 PA 開設記念市民イベント助成事業募集要項

1. 目的

東海環状自動車道の本巢 IC 開通及び本巢 PA 開設によって、本市が今後、交流人口の拡大や地域経済の活性化によって活力あるまちづくりを推進していくにあたって、市民によるにぎわい創出は不可欠と考えます。そこで、市民が主体となって、本市の地域資源を活用し、本市の魅力を発信するイベントを広く募集します。

2. 補助の対象となるイベント

次の（１）～（４）の条件を満たすイベントが、補助の対象となります。

- （１） 本市内のおおむね中学校区単位で１校区１団体を基本とし地域で活動する団体が開催するイベントとする
 - （２） 実施するイベントは、申込団体が主体的に企画・運営するものであること
 - （３） 市内事業者等のイベントへの参画が見込まれ、地域経済効果があると認められるイベントであること
 - （４） 補助金の交付決定から当該年度内に実施されるイベントであること
- ＜留意点＞

・ 次の事業は、補助の対象としません。

- ア. 営利を目的としたもの
- イ. 政治、宗教、思想活動等を目的とするもの
- ウ. 暴力団又はこれに準ずる団体に関わっていると認められるもの
- エ. 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
- オ. 法令に違反するもの
- カ. その他市長が適当でないと認めるもの

3. 補助の対象となる者(応募できる団体)

次の（１）～（４）を満たす団体が、補助の対象となります。

- （１） ５人以上で構成される団体であって、その構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること
- （２） 営利を目的とせず、公益性を有する活動を行っていること、又は行おうとしていること
- （３） 代表者が明らかで、イベント実施の進捗状況について、定期的に市に報告できること
- （４） 明確な会計経理を実施していること、又は実施できると認められること

4. 補助の対象となる経費

イベントを実施するために直接必要となる経費のうち、次に掲げるものであって、補助金交付決定日から、イベント完了後 30 日以内又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までの期間に支払ったものが補助の対象経費となります。

項目	内容
報償費	出演者謝金等
旅費	出演者等への交通費及び宿泊費
需用費	消耗品費、印刷製本費、食糧費等（食糧費は補助対象事業に不可欠とされるものに限る。）
役務費	広告費、通信運搬費、手数料、保険料等
委託料	設営委託、音響委託、警備委託等（委託料は補助対象事業に不可欠とされるものに限る。）
使用料・賃借料	会場使用料、会場付帯設備費、バス借上料
その他	その他市長が特に必要と認める経費

＜補助の対象とならない経費＞

- （１） イベント参加者への記念品や参加賞、景品等に関する経費
- （２） 団体の構成員へ支払う経費
- （３） 団体構成員の会議・打合せ時のための飲食代等に関する食糧費
- （４） アルコール飲料に関する経費
- （５） 商品券等の金券の購入代金
- （６） 旅行を目的としたイベント等の旅費
- （７） 土地の取得、造成、補償等に関する経費
- （８） 団体の経常的な運営に関する経費（光熱水費、電話代、交際費、人件費など）
- （９） 領収書等により支払ったことを明確にすることができない経費
- （１０） その他事業実施に直接関係のない経費、市長が社会通念上適切でないと認めた経費等

5. 補助金額

補助対象経費に対して、150 万円を上限とします。

6. 応募手続

- （１） 募集期間
令和 7 年 1 月 2 0 日（月）から令和 7 年 2 月 2 1 日（金）まで
- （２） 提出書類
 - ・ 本巢 IC 開通・本巢 PA 開設記念市民イベント助成事業応募書（様式第 1 号）
 - ・ 事業計画書（様式第 2 号）
 - ・ 収支予算書（様式第 3 号）

＜留意点＞

- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 内容確認のため、電話やメールにてお問い合わせする場合があります。

- (3) 提出方法
ファックス、メール、郵送又は持参
※ 郵送の場合は、締切日必着。
※ 持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで受け付けます。
- (4) 提出先
本巢市企画部企画広報課企画政策係
〒501-0491 本巢市早野 255 番地（本庁舎 2 階）
電 話 058-323-5142
ファックス 058-323-5192
メー ル kikakukouhou@city.motosu.lg.jp

7. 審査

市民によるにぎわい創出となっており、本市の地域資源を活用し、本市の魅力を発信しているものか、また実現が可能かなどを審査するため、応募団体には、応募いただいた内容について、まちづくりに関わる者や地元関係者で構成する本巢 IC 開通・本巢 PA 開設記念市民イベント助成事業審査会の場でプレゼンテーションを行っていただきます。

プレゼンテーション終了後、審査会において補助金の交付対象となる団体の選考及び補助額を決定いたします。

- (1) 審査項目
- ア. 事業企画内容
 - イ. 地域資源の活用
 - ウ. 計画性（事業の信頼性）
 - エ. リスクマネジメント、地域等への配慮

ア. 事業企画内容

- ・事業の趣旨に沿った企画内容であるか
- ・市内への経済効果が見込めるか

イ. 地域資源の活用

- ・本市の特色を活かし、魅力を広く創出・発信し、交流人口の拡大に寄与する内容であるか
- ・市民及び市内事業者等がイベントに参画することが見込まれているか

ウ. 計画性（事業の信頼性）

- ・イベントの規模や計画に見合った実施体制となっているか
- ・事業計画に無理がなく、事業目的を達成できるものであるか
- ・収支計画は妥当であるか

エ. リスクマネジメント、地域等への配慮

- ・イベント保険への加入や交通警備体制（交通規制含む）など、安全性に配慮されているか（荒天中止となるようなイベント場合は、その対応が考えられているか）
- ・イベントの規模に応じた駐車場数の確保ができているか

- ・地域への迷惑とならないよう、事前の調整がされているか（地権者、所有者、著作権等の権利者の了解を含む）
- (2) 選考結果
採否については、応募いただいた全ての団体に対してお知らせします。なお、回答は文書のみで行い、審査結果に関するお問い合わせにはお答えいたしませんのでご了承ください。

8. 事業採択後の流れ

- (1) 補助金の交付申請
採択された団体には、所定の補助金交付申請書等を提出していただきます。
 - (2) 補助金の交付
補助金の交付方法には、次の①②の方法があります。
 - ① 精算払
事業完了後に実績報告を受けて精算する方法
 - ② 概算払
事業前に概算払で支払い、事業完了後、団体からの実績報告を受けて精算する方法
- ＜留意点＞
- ・最終的な補助金額が確定した段階で、領収書等により支払いを確認できなかったこと等により補助対象経費が減少した場合、概算払により支払った補助金を一部返還していただくことがあります。
 - ・イベントを開催した結果、対象要件や採択基準に適合しなかった場合は、概算払により支払った金額を返還していただくことがあります。
- (3) 事業が変更・中止又は廃止となった場合
事業採択後、イベントの内容を変更、中止又は廃止しようとする場合は、変更の手続きが必要です。変更等を行う前に、変更等承認申請書を提出してください。
 - (4) 補助金の取消しについて
補助金の交付を決定した後であっても、以下の場合、決定された補助額の全部又は一部が取り消されます。
 - ・偽りその他不正な手段により補助金を受けることとなった場合
 - ・補助金を他の用途に使用したとき
 - ・本要項に付した条件に違反したとき
 - (5) 実績報告
補助の対象となるイベントが完了した翌日から起算して 30 日以内または令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、所定の実績報告書等を提出していただきます。
- ＜留意点＞
- ・実績報告を受け、対象経費等を精査いたします。実際に支払った対象経費が交付申請時より減少した場合は、実績に応じて補助金を減額確定させていただきます。

9. その他

- ・火気の使用や飲食の取り扱い、及び公共空間の使用を含むイベントは、別途関係機関（各官公庁、警察、消防、保健所など）に相談してください。
- ・イベントを実施する会場の確保については、申請を行う団体が責任をもって行ってください。
- ・イベントの実施に際しては、参加者、来場者、近隣施設や住民の安全確保に最大限配慮し、必要に応じて保険等に参加してください。また、事故等が発生した場合には、主催者の責任において誠意をもって対応してください。

10. 事業スケジュール

日にち	内容
令和7年1月20日（月）から 令和7年2月21日（金）まで	<u>イベント助成事業応募期間</u> 2月21日（金）午後5時15分までに応募書などを提出してください。
令和7年3月24日（月）予定	<u>審査会の実施</u> 応募イベントについて、審査会で発表してもらいます。
令和7年3月下旬（審査会后）	<u>助成するイベント及び補助額の決定</u> 応募団体に、文書にて採否を通知します。
令和7年4月1日以降	イベントの実施
～令和8年3月31日（火）まで	<u>実績報告</u> 事業完了後30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。